

国民健康保険制度のお知らせ

■納税通知書を送付

国民健康保険税(以下、保険税)の納税通知書を7月上旬に発送します。納付書・口座振替による納付は年8回です。

なお、保険税の計算は表1のとおりです(年度途中で加入・脱退する場合は月割で計算)。

税制改正に伴い、令和5年度の保険税から、課税限度額が

一部引き上げられました。

■保険税のお知らせは世帯主に送付

保険税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国民健康保険(以下、国保)ではなく社会保険などに加入しているも、世帯員が国保に加入しているれば、保険税のお知らせは世帯主宛てに送付します。

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(※1)
所得割(令和4年中の所得に対して計算)	税率5.60%	税率2.25%	税率1.70%
均等割(国保加入者1人につき定額)	2万7500円	1万1500円	1万4500円
課税限度額	65万円	22万円	17万円

※1 対象は40~64歳の方

表2 年金受給額からの差し引き

仮徴収(4月・6月・8月)	本徴収(10月・12月・2月)
令和4年中の所得が確定するまでは、3年中の所得で仮算定した保険税を差し引きます。	令和4年中の所得が確定した後は、年間保険税額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて差し引きます。

表3 均等割額の軽減割合

総所得金額等の合計額	所得金額による軽減割合	未就学児の軽減割合
43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円以下	7割	8.5割
43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円+29万円×被保険者数以下	5割	7.5割
43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円+53万5000円×被保険者数以下	2割	6割

※2 一定以上の給与・公的年金等の所得者

■年金受給額からの差し引き

次のすべてに該当する方は、表2のとおり、世帯主の老齢基礎年金などの受給額から保険税を差し引きます(申請により口座振替での納付も可)。

* 国保に加入している世帯主及び世帯員全員が65~74歳

* 差し引きの対象となる年金の受給額が年額18万円以上

* 介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の2分の1以下

■社会保険から後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者の保険税を減免

会社の保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、65歳以上の被扶養者が新たに国保に加入した場合に対象となります。申請により、加入から2年を経過する月まで、均等割額が半額となり、所得割額は全額免除されます。

■非自発的失業者の保険税を軽減

会社の都合などにより65歳未満で離職し、雇用保険受給資格者証、または、雇用保険受給資格通知の離職理由に記載されている番号が、11、12、21、23、31、34の方は、保険税を計算する

ときの給与所得が7割減額されます。雇用保険受給資格者証または、雇用保険受給資格通知を持って、市役所保険係へ申請してください。

なお、軽減の期間は、離職の翌日の月から翌年度末までです。

■所得金額による軽減

被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が一定金額以下の世帯は、均等割額が表3のとおり軽減されます(申請不要)。

■子ども均等割額を軽減

【未就学児】均等割額を5割軽減します(申請不要)。

ただし、所得金額による軽減の対象となる場合は、その軽減を適用した残りの均等割額を5割軽減し、表3のとおりとなります。

■18歳以下のお子さん(昭島市独自の措置)

均等割額を、18歳以下のお子さんのうち、2人目は5割、3人目以降は9割軽減します(申請不要)。

ただし、所得金額による軽減や未就学児の軽減の対象で、その軽減額が昭島市独自の軽減よりも少ない場合は、差額を軽減

します。

なお、18歳とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方のことをいいます。

■新しい高齢受給者証を送付

現在交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日です。前年の収入で負担割合を再判定し、8月から使用できる受給者証を7月下旬に送付します。

■限度額適用認定証と減額認定証の更新

認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も利用を希望する方、新たに必要の方は、市役所保険係へ申請してください。

■加入や脱退は届け出を

保険税は、加入手続きをした月からではなく、資格を得た月から納めていただきます。手続きが遅れた場合は、遡って納めることとなります。

また、会社などの健康保険に加入したときは、変更のあった日から14日以内に市役所保険係へ資格喪失届を提出し、国保をやめる手続きをしてください。

☆詳しくは、保険係へ。

